

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 改正された企業グループ内における役務提供の取扱い

平成 30 年 2 月 16 日に「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）が改正されました。特に企業グループ内における役務提供（Intra Group Service:以下「IGS」という）の例外的取扱い（簡易な算定方法）が追加されました。

1. IGS とは

国外関連者の間で行われた様々なサービスのうち、対価の授受が必要な取引が IGS です。IGS には法人が行う経営、技術、財務、その他様々な活動が含まれます。

IGS に該当するかどうかは活動が経済的又は商業的価値を有するものかどうかによって判断します（事務運営指針 3-9）。

いわゆる重複活動¹と株主活動²は IGS とされず、対価の徴収（支払い）は不要（不可）です。

2. IGS に係る独立企業間価格

IGS の対価は独立企業間価格で授受しなければなりません。独立企業間価格は法令で定められた方法（CUP 法、CP 法、RP 法、PS 法、TNMM 等）の中から最も適切な方法を選択して算定することが原則です。

改正前から一部の IGS には、当該 IGS の実施に関し生じた総原価の額を独立企業間価格として扱う“原価基準法に準ずる方法と同等の方法”の適用が認められていました。

今回の改正では“原価基準法に準ずる方法と同等の方法”に加え、OECD ガイドライン（2017 年版）CHAPTER VII D で述べられている“Low value-adding intra-group services”（以下「低付加価値 IGS」という）の取扱いを反映した方法が追加され、低付加価値 IGS に係る対価の授受が当該 IGS に係るコストにコストの 5%を加算した額にて行われていた場合には、これを独立企業間価格として扱うこととされました。

今回の改正により、国外関連者の間で行われる様々なサービスは以下の 4 つの活動に区分されることとなりました。

	活 動	独立企業間価格の算定方法
1	株主活動／重複活動	対価の授受は不要（不可）
2	付随業務／重要な部分に関連しない業務	IGS に係る総原価の額
3	低付加価値 IGS	（IGS に係る総原価の額）× 105%
4	IGS	原則的な方法（CUP 法、RP 法、CP 法、PS 法、TNMM） ³

¹ 事務運営指針 3-9(2)

² 事務運営指針 3-9(3)

³ CP 法や TNMM ではベンチマーキング分析を行ってマークアップ率を算定します。



Grant Thornton

An instinct for growth™

1) 株主活動／重複活動

- ・ 株主活動：
国外関連者の株主としての地位を有する法人が行う活動
- ・ 重複活動：
既に自身または第三者が提供している活動と重複した活動

2) 付随業務／重要な部分に関連しない業務)

- ・ 付随業務：
国外関連者から製品を輸入している法人が当該国外関連者の製造設備に対して行う技術指導のように、本来の業務（製品の輸入販売）に付随又は関連して行った業務
- ・ 重要な部分に関連しない業務：
IGSを提供する企業とIGSを受ける企業の事業活動の重要な部分に関連していない業務

なお、IGSに要した費用の額がIGSを行った企業の事業年度の費用の総額の相当部分を占める場合は、総費用を独立企業間価格とする取扱いが適用されません。

3) 低付加価値 IGS

低付加価値IGSとされる役務提供は次の5要件（事務運営指針3-10(1)イ～ホ）を満たす必要があります。

- ・ IGSが支援的性質のもので、グループの中核的事業に直接関連しないこと
- ・ 無形資産を使用していないこと
- ・ IGSを行う者が重要なリスクの引受け、管理、創出を行わないこと
- ・ 研究開発、製造、販売、原材料の購入、物流、マーケティング、金融、保険、再保険、天然資源の採掘・探査・加工を行わないこと
- ・ IGSと同種の内容の役務提供を非関連者に行っていないこと

4) その他のIGS

国外関連者との間で行われた活動の内、経済的又は商業的価値を有するもので、上記1~3に該当しない役務提供には原則的な独立企業間価格算定方法が求められます。

3. 文書化

低付加価値IGSであっても、文書化義務は免除されません。文書化を要する書類は以下のとおりです。

- ① 当該役務提供を行った者及び当該役務提供を受けた者の名称及び所在地を記載した書類
- ② 当該役務提供が低付加価値IGSとしての取扱いの要件の全てを満たしていることを確認できる書類
- ③ それぞれの役務提供の内容を説明した書類
- ④ 当該法人が実際に当該役務提供を行ったこと又は当該役務提供を受けたことを確認できる書類
- ⑤ 総原価の額の配分に当たって用いた方法及び当該方法を用いることが合理的であると判断した理由を説明した書類
- ⑥ 当該役務提供に係る契約書又は契約の内容を記載した書類



Grant Thornton

An instinct for growth™

- ⑦ 当該役務提供において当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額又は当該国外関連者に支払う対価の額の明細及び計算過程を記載した書類

お見逃しなく！

低付加価値 IGS であっても原則的な方法の適用が否定されるわけではありません。あくまでも納税者が低付加価値 IGS をコストに 105% を乗じた額で行った場合に独立企業間価格として扱うと定めているにすぎません。よって当局が当該簡易な算定方法で更正処分を行うことはありません。